

文教委員会資料

1 陳情の審査

(1) 陳情第32号 川崎市認可保育園における送迎バスの許可に関する陳情

資料 川崎市認可保育園における送迎バスの許可に関する陳情について

こども未来局

(令和6年7月25日)

陳情第32号 川崎市認可保育園における送迎バスの許可に関する陳情について

1 陳情に対する本市の考え方（令和5年11月17日 文教委員会）

- 希望する認可保育所がバス送迎の運行を行えるよう、これまでの運用を見直す。
- 運行希望がある施設の状況に応じて具体的な確認を行い運用開始に向けての調整を行う他、安全な運行の指針として本市のガイドラインを示す。

2 市内事業者への対応等

(1) 市内事業者を対象としたアンケート調査の実施

- ア 実施時期 令和6年2月上旬～2月中旬
- イ 対象施設 市内認可保育所（429施設。うち195施設から回答あり。）
- ウ 調査内容 送迎バスを運行開始する意向の有無、運行開始により期待できる効果、懸念される点
- エ 主な回答 現時点では、運用見直し後に送迎バスの運行開始を予定している施設は無い。
送迎バスの運行により園児確保が期待できる一方、費用負担や安全管理の労力にかかる懸念の声の方が多くみられた。
- オ その他 エの回答内容等を踏まえ、事業者への個別ヒアリングは実施せず（事業者の申出等があった場合は、適宜個別に対応）。

(2) バス送迎実施施設の調査（施設等の見学及びヒアリング）

- ア 実施時期 令和6年3月下旬
- イ 対象施設 市内幼保連携型認定こども園
- ウ 調査内容 バス送迎の運行範囲、運転手の確保・雇用維持、必要経費について等
- エ 主な回答 運行ルートは教育・保育に支障のない時間に園に戻れるよう設定している。
運転手の確保（常勤以外のパートタイム職員の雇用）に苦慮している。
運転手の人件費やバスの維持管理費等に係る経費の負担は大きなものとなっている。
- オ その他 認定こども園は基本的に幼稚園部分の在園児を対象としており、希望がある場合には保育所部分の在園児にも対応している。保育所が送迎バスを運行する場合、在園児の登降園の時間は様々であり幼稚園に比べて運行ルートや時間の設定が難しく、また、低年齢児を送迎する場合には安全管理にかかる負担も大きくなる等、様々な課題があるのではないかという意見をいただいた。

(3) 関係団体、事業者等への説明等

- ア 幼稚園 幼稚園協会に対しては、協会理事等との調整会議の場で、保育所によるバス送迎に関する運用に向けた検討状況等について説明した。
また、すでにバス送迎を実施している幼保連携型認定こども園に対しては個別に説明を行った。
- イ 川崎認定保育園 関係団体に対し市の取組状況等について報告するとともに、認可化移行希望園に対しては個別に説明を実施した。

陳情第32号 川崎市認可保育園における送迎バスの許可に関する陳情について

3 他都市の状況（政令指定都市〔本市以外の19市〕、世田谷区及び大田区を対象に調査を実施）

(1) 自治体独自のガイドラインの策定状況

○ガイドラインを策定しているのは横浜市のみ。

⇒主な内容：送迎開始の手続き、運行計画、運行当日の安全管理等

○その他の自治体においては、国のマニュアルに基づいた指導（さいたま市、千葉市等）や、園ごとにマニュアルを作成するよう指導（新潟市、名古屋市等）を行っている。

(2) バス送迎開始にあたっての手続き

○仙台市及びさいたま市が実施

仙台市	事前協議において、有償運送許可申請書の写し等を協議書に添付させている。（今まで実施なし。）
さいたま市	認可申請時に運行計画表等の提出を求めている。

4 国の動き

時期	主な内容
平成28年度	「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を策定 主な内容：バス送迎に限らず保育全般に係る事故発生防止のための取組み、事故再発防止のための取組み
令和4年度	バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議を設置し、次のマニュアル等を策定 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」 ⇒緊急点検の結果や有識者及び自治体からのヒアリングをもとに、安全装置の義務付けやマニュアルの作成等の緊急対策を決定。 「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」 ⇒各園の既存のマニュアルがあることを前提に、安全管理徹底のための補助資料として作成。チェックシートや送迎業務のモデル例など具体的に活用できる内容となっている。 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」 ⇒送迎用バスにおける安全装置の開発の方向性や最低限満たすべき条件が示されたもの。

陳情第32号 川崎市認可保育園における送迎バスの許可に関する陳情について

5 本市の対応

(1) 対応の方向性

- バス送迎を開始する事業者が安全に運行できる体制を整える指針として、ガイドラインを策定する。
- ガイドラインには、主に送迎バスを運行するにあたっての安全管理に係る内容を定める。
- 運行開始にあたっては市と事業者との間で事前協議を行い、運行ルート、送迎範囲、送迎時間等を確認するとともに、各園の状況に応じて、必要な手続きや安全対策の具体を確認するなど指導していく。

(2) ガイドラインの内容

- 国の通知、マニュアルをベースにしつつも、その他バス送迎実施に必要な手続き及び安全管理上必要な視点を盛り込んだものとする。
⇒概要については別紙を参照
- 認可保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする。

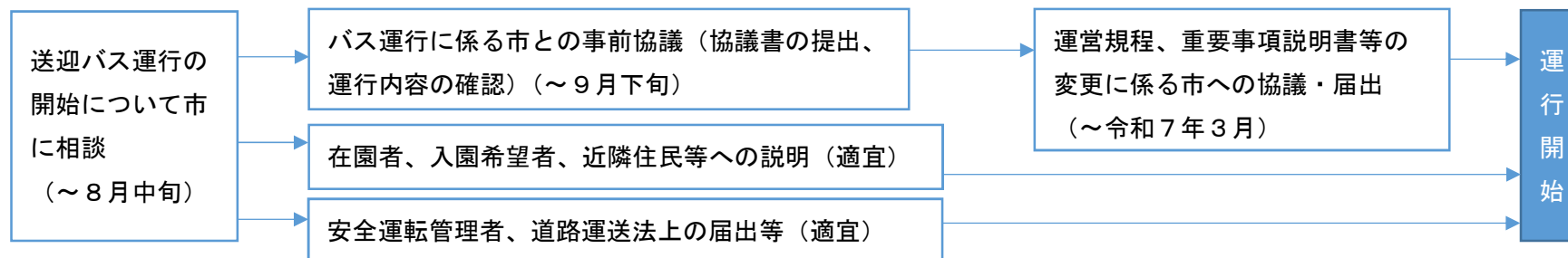
(3) 事前協議

- 送迎バスの運行を開始するにあたって、事業者は市に事前協議書を提出する。
- 事前協議書に記載する主な内容は次のとおり。
運行ルート、対象児童の年齢、台数及び車種、運転者及び添乗員の雇用や配置、安全管理の方法、実費徴収見込額、資金計画、安全運手管理者及び道路運送法等の届出の必要の確認、近隣の状況や近隣への周知方法、保護者への説明方法 等

(4) その他の手続き等

- 運営規程や重要事項説明書の変更などの手続きと併せて、運行開始前に近隣住民等への説明や保護者説明を行う。

【参考】令和7年4月から送迎バスの運行を開始する場合に事業者が行う手続き（イメージ）



(5) 今後の主なスケジュール

- 令和6年8月 関係施設等へのガイドラインの周知、各施設に次年度からの実施予定の有無等の確認、事業者からの相談・事前協議の受付開始
- 令和7年4月 送迎バスの運行に関する運用の開始

川崎市認可保育所等における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン案 概要

別紙

1 送迎開始に係る手続き等

事前に必要な許可申請等の案内の他、送迎車両の仕様及び園独自のマニュアルの策定、安全装置等の装備等について記載

【記載項目】実費徴収と許可申請、安全運転管理者の選任及び届出、送迎車両の仕様、車両送迎における安全管理マニュアルの策定、通園用バス等への安全装置及び座席ベルト等の装備、事前協議

2 車両送迎の運行計画等

運行体制及び送迎ルートや運休基準等を含め、運行計画として定めるべき内容について記載

【記載項目】運行体制（運転者・添乗者・運行委託業者・施設長）、運行計画（送迎ルート及び所要時間・乗車児童名簿・座席表）、運休基準及び運休時の対応の明確化、送迎車両の安全点検、欠席連絡の確認・共有

3 運行当日の安全管理について

運転者の日常点検や当日の児童利用の確認等、乗車前の準備から乗降時の安全管理について記載

【記載項目】乗車前の準備（運転者の準備・当日利用する児童に係る情報共有及び確認・バス停の確認・車内に持ち込む携行品）、乗降確認（登降園時の乗降車確認）、安全確認（乗降時の安全管理・出発時及び走行時の安全管理）、遅延時等の対応（到着遅延時の連絡・予定時刻に児童、保護者がいない場合の連絡）、降車後の安全管理

4 園到着後園児の保育への引継ぎについて

保育への引継ぎ時の注意事項について記載

【記載項目】引継ぎのための職員配置及び手順の定め及び内容の共有、乗車児童名簿と園の登園児童の出欠簿の突合せ及び一致しない場合の対応の手順

5 送迎後の確認について

児童降車後の確認や、記録等必要な作業について記載

【記載項目】降車後の目視確認、児童が残っていた場合の対応、実施状況の記録、事故防止の取組等

6 児童への安全教育及び支援について

児童への安全教育等必要事項について記載

【記載項目】児童に対する発達や年齢に応じた安全教育及び支援（危険性の理解、外部に助けを求める行動）

7 事故・災害発生時の対応について

事故等発生時における対応方法の作成や、市への報告等について記載

【記載項目】フロー図やマニュアル等の作成、園内や車両送迎への常備、市所管課への報告、ドライブレコーダーの設置

8 登降園管理システム等の運用について

登降園管理のシステムや、アプリで児童の登降園を管理している場合の注意点を記載

【記載項目】システム管理の手順等のマニュアルへの記載、システムに入力されている状況と現状が相違した場合の対応

9 関係通知等

国等の通知や各種法令の参照先を案内

【記載項目】安全管理マニュアル作成例、こども家庭庁等が公表しているマニュアル・通知等、道路運送法他関係法令等